

静岡県立吉原工業高等学校における広報用デジタルサイネージ設置業務仕様書

1 設置期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間
(上記期間には、設置工事及び原状回復に必要な期間を含む)

2 設置場所

静岡県富士市比奈2300番地
静岡県立吉原工業高等学校校舎内の指定した場所(別図「デジタルサイネージ配置図」のとおり)

3 デジタルサイネージの概要

(1) 配信内容

- ア 学校行事や進路に関する情報等、生徒にとって有益な情報を配信すること。
- イ 学校及び県教育委員会の要望に応じた配信コンテンツを制作すること。
- ウ 学校行事や進路に関する情報等の部分的な修正は、必要の都度行うこと。
- エ 配信内容については、事前に見本を提出し、承認を得ること。
- オ 配信内容に広告を含む場合、広告に関する一切の責任は広告掲示事業者にある旨の記載を行うこと。

(2) 設置運用

- ア ディスプレイ等の機器は、地震等の際の転倒を防止するための十分な対策を講じること。
- イ 配信コンテンツの企画・制作及びディスプレイ等の機器の設置並びに撤去する際の原状回復に係る一切の工事は、設置事業者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議のうえ許可を得て実施すること。
- ウ 工事は、生徒の学校生活に支障が生じることのないよう十分に注意して行うこと。
- エ 破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を設置事業者の責任と負担において行うこと。
- オ デジタルサイネージ設置事業者は、ディスプレイ等に係る使用電力の計量機器(子メーター)を設置し、それにより算出した実費を県が指定する方法で期限までに全額納入すること。

4 広告の取扱い

配信コンテンツに広告を含む場合、その内容は「静岡県教育委員会広告掲載基準」第2及び第3に示す広告主の業種又は業者、掲載基準に関する要件を満たし、生徒にとって有益な情報(※)に限るものとする。広告主の選定及び広告内容の決定については、必要に応じて事前に学校と協議すること。

※「生徒にとって有益な情報」は、広く一般向けに発信される情報ではなく、設置を行う学校に在籍する生徒の学校生活や進路選択に資する情報を指す。

(例)・生徒の学力や興味関心に応じた進路情報

- ・生徒の進学が想定される大学や短期大学等のオープンキャンパス情報
- ・生徒の就職が想定される一般企業の概要紹介

5 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、静岡県立吉原工業高等学校とデジタルサイネージ設置事業者が協議の上決定する。